

○久喜市中小企業・小規模企業振興会議条例

平成29年6月29日

条例第26号

改正 平成31年3月25日条例第2号

(設置)

第1条 久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成29年久喜市条例第10号）第10条第1項の規定に基づき、久喜市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 振興会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、中小企業・小規模企業の振興施策に係る事項について審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) その他中小企業・小規模企業の振興に関することについて審議し、市に提言すること。

(組織)

第3条 振興会議は、委員15人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 商工業関係団体を代表する者
- (4) 市内の金融機関を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条第3号及び第4号に掲げる委員は、その職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第6条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 振興会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 振興会議の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、振興会議の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 振興会議の庶務は、環境経済部久喜ブランド推進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 久喜市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年久喜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年3月25日条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。